

○ゴミ処理の特別措置に関する規則

平成29年3月18日制定

ゴミ処理の特別措置に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、日吉台共有施設管理組規約（以下「規約」という。）第12条第1項第4号の規定に基づき、特別措置に関し規約に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(特別措置の対象者の範囲)

第2条 規約第4条に定める日吉台地区の建物の所有者、建物の所有者になろうとする者又は組合員を特別措置の対象者の範囲とする。

(特別措置)

第3条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち家庭系一般ごみを排出する者又は排出しようとする者が、次の各号のいずれかに該当することにより特別措置を受けようとする場合は、別記第1号様式による承認願を理事長あてに提出し、理事会の承認を得たときに限り、ゴミポストを使用しないことができる。

(1) アパート、マンションその他の集合住宅を建築することにより、1箇所のゴミポストに対し利用者が70世帯を超える場合、又は超えるおそれのある場合

(2) その他特別の事情がある場合

2 法及び廃棄物の処理及び清掃に関する施行令（昭和46年9月23日政令第300号）の定めるところにより、廃棄物を処理をするため、事実上ゴミポストを使用して処理することができない次の各号に掲げるような施設の場合は、理事会の承認があったものとみなす。

(1) 病院、診療所等の医療関係機関

(2) スーパー、店舗、学校、事務所等

(施設修繕積立金)

第4条 特別措置を受けることになった組合員は、規約第12条第1項第1号に定める施設修繕積立金（以下「修繕積立金」という。）の納付を要しない。

2 修繕積立金を納付した後に特別措置を受けることになった場合は、既に納付した修繕積立金は、返却しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(ゴミ処理の特別措置に関する細則の廃止)

2 ゴミ処理の特別措置に関する細則（平成7年9月11日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成29年3月31日以前に提出した特別措置の承認願の取扱いについては、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第3条）

承認願

年 月 日

日吉台共有施設管理組合理事長 様

申請者 住 所	
氏 名 (法人名)	⑩

ゴミ処理の特別措置に関する規則第3条第1項の規定により、特別措置を受けたいので、承認くださるようお願いいたします。

1 特別措置の対象となる建物

所在地	
種 別	
面 積	
住宅戸数	
テナント数	
区画数	
備 考	

2 特別措置の理由

3 ごみの処分方法

年 月 日	理事会 承認日	理事長	事務局長
年 月 日	理事会 非承認日		